

使用済物品放置防止条例 事業者用手引

令和 3 年 4 月

鳥取県生活環境部循環型社会推進課
鳥取市市民生活部環境局廃棄物対策課

目 次

ページ

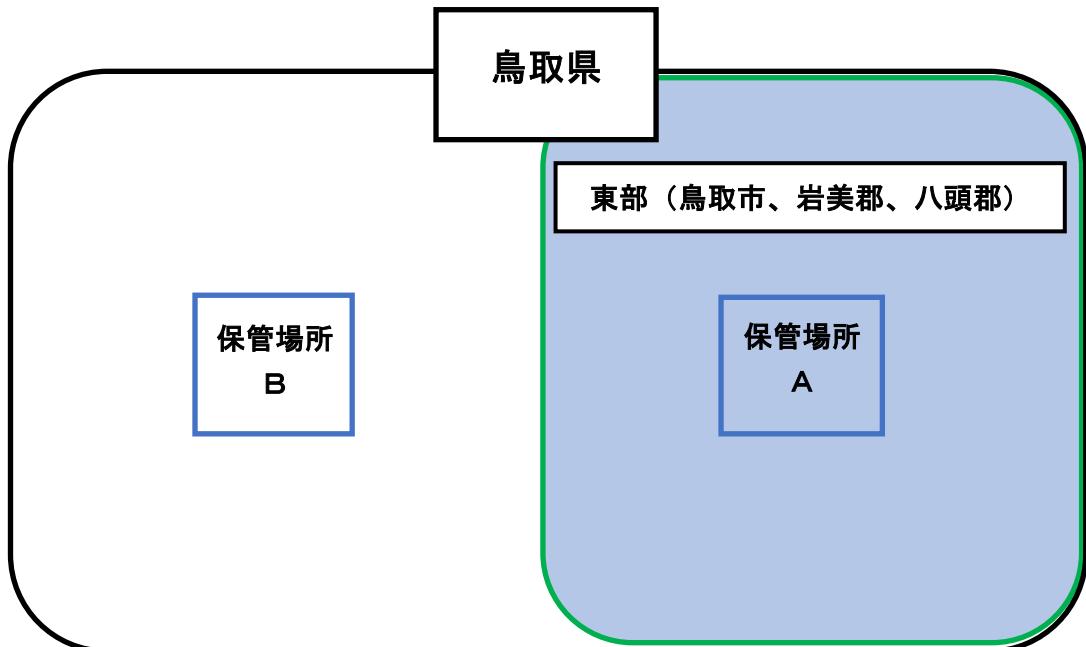
【条例の担当窓口について】	… 1
1 はじめに	… 2
2 条例制定の経緯等	… 2
3 条例の概要、狙い	… 2
4 条例、規則の規定及び解説	
(1) 条例第1条（目的）	… 3
(2) " 第2条（定義）	… 3
(3) " 第3～6条（責務）	… 6
(4) " 第7条（使用済物品回収業の届出）	… 6
(5) " 第8条（使用済物品の保管等基準）	… 9
(6) " 第9条（記録の作成等）	… 14
(7) " 第10条（使用済物品回収業の廃止）	… 15
(8) " 第11条（使用済物品等の放置の禁止）	… 15
(9) " 第12条（報告及び検査）	… 15
(10) " 第13条（指導及び助言）	… 16
(11) " 第14条（改善命令）	… 16
(12) " 第16～18条（罰則）	… 16
(13) " 附則	… 17
5 届出の記載例	… 18
6 資料	
(1) 条例	… 19
(2) 規則	… 23
(3) 使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（H24.3.19環境省課長通知）	… 29
(4) 商標法施行規則別表（抜粋）	… 31

【条例の担当窓口について】

「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）」に規定する届出書等の書類の提出先及び指導監督権限は、平成30年4月から次のイメージ図のとおりとなっています。

窓口の具体的な名称、所在地等は本書7ページをご覧ください。

届出提出先と指導監督権限のイメージ図



No.	ケース説明	提出先	指導・監督権限
1	事業区域が東部（鳥取市、岩美郡、八頭郡）の範囲内である者の届出	鳥取市	鳥取市
2	全県が事業区域で東部に保管場所Aを有する者の届出	鳥取市	東部管内：鳥取市、その他：県
3	保管場所A及び保管場所Bを有する者の届出	県及び鳥取市	
4	上記以外の場合	県	

1 はじめに

この条例は、「使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全する」ことを目的としており、不用品回収を端緒として実際に発生した大規模な不法投棄や汚水の流出、さらには他県でみられる保管場所での火災等、生活環境悪化の未然防止を図ろうとするものです。

この条例は、平成28年4月1日より施行されています。

2 条例制定の経緯について

平成22年頃から廃棄物処理法違反が懸念される廃家電等の不用品回収の情報提供が県に頻繁に寄せられてきました。

情報提供に基づき、環境省等関係機関と協力して、同法違反となる廃棄物の不正輸出として一部で行政指導を行った事例もありますが、多くは有価取引としての体裁もあり、同法に基づき廃棄物として踏み込んだ指導に至ることはありませんでした。

このような中、鳥取市内で不用品回収を端緒とした多量の不法投棄事案が顕在化し、このような事案の未然防止に向けた抜本的な対策が課題となりました。

平成27年7月に県が実施した県内の不用品回収の実態調査では、収集された不用品の保管場所が大幅に増加している実態も明らかとなり、さらに県民の良好な生活環境を守る上で問題となる事案（立法事実）も確認されました。

さらに、平成25年1月に鳥取市内で放射性物質を含んだ投棄物が発見されたが、この投棄物に対しては、廃棄物処理法は適用されず、原子炉等規制法や放射性同位元素障害防止法といった放射性物質に係る法律も濃度、数量等の点で適用されないことから、その処理責任や法の谷間の問題も顕在化しました。

これらの経緯を踏まえ、廃棄物処理法では対応が困難な不用品（使用済物品）回収を行う事業に対する一定の規制の観点、使用済物品を含め、放射性物質の放置防止の規範制定の観点から、この条例が制定されました。

3 条例の概要、狙い

使用済物品の放置防止に
県が積極的に関与できる
権限を条例で明確化

行為の把握

使用済物品回収業を営む場合に事前の届出を義務付け

行為に基準設定

収集・保管行為に基準を設定し、遵守を義務付け

放置を禁止事項として明確化

放射性物質を含め、使用済物品の屋外放置を禁止

県の調査・指導権限を明確化

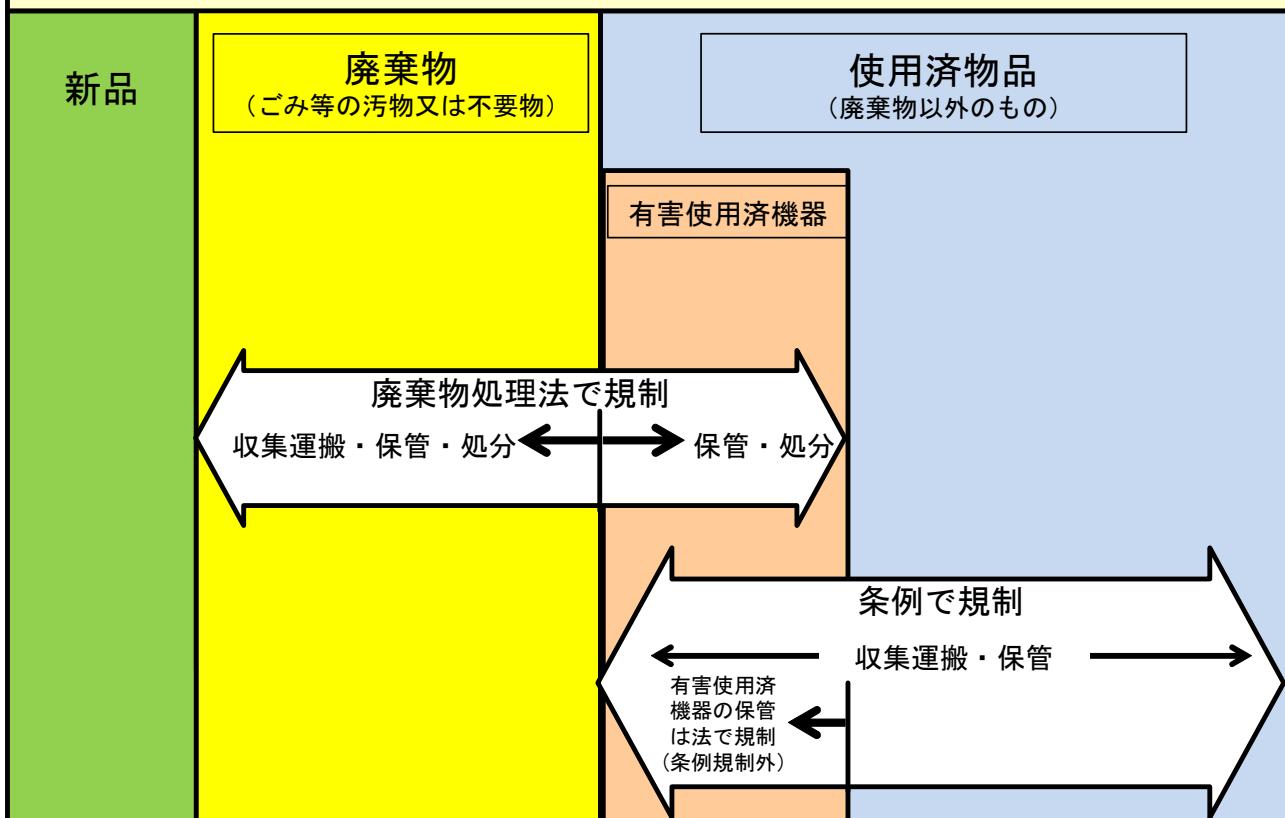
使用済物品回収業者に対する必要な報告徴収、立入調査、指導・命令権を明確化

違反行為に罰則

命令違反に20万円以下の罰金
無届営業等に5万円以下の過料

使用済物品の放置による
生活環境の悪化防止

家電、小型電子機器、バイク、自転車、農機具、タイヤ、金属複合製品



4 条例、規則の規定及び解説

(1) 第1条（目的）

条例

第1条 この条例は、使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。

(2) 第2条（定義）

条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）を除く。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、農業機械に該当するもの

- イ 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車
 - ウ 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
 - エ 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のタイヤ
 - オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車
 - カ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器
 - キ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する小型電子機器等
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、金属及び金属以外の材料のいずれもが含まれる物品であって、放置されると生活環境が悪化するおそれがあるものとして規則で定めるもの
- (2) 使用済物品回収業 使用済物品の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。
- ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業
 - イ 使用済物品をそのまま又は修理を行ってその本来の用途に供する者へ販売することを目的として収集を行う事業

規則

（使用済物品の範囲）

第2条 条例第2条第1号クの規則で定める物品は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる物品で、金属及びプラスチック、ゴム、紙、木材、皮革又は繊維を素材に用いたもの
 - ア 金づち、ねじ回し、ショベルその他の手動工具
 - イ 電池、電線及び配電用機械器具
 - ウ ストーブ、ボイラー及びガス湯沸し器、ガスレンジその他の加熱調理機械器具
 - エ 楽器
 - オ 家具
 - カ 鍋類及び調理器具
 - キ 玩具及び運動用具
- (2) 条例第2条第1号アからキまで及び前号アからキまでに掲げる物品から分離された部品その他の物品

（解説）

【使用済物品の範囲】

使用済物品は、未使用のものは含まず、一度使用されたものをいい、また、廃棄物は含みません。

この条例は、使用済物品回収業者が収集した物品の放置による問題事案の発生を受けて制定されおり、その対象物は、これら回収業者の多くが収集の対象としているものに範囲を絞っています。

大まかには、

- ・農機具
- ・バイク
- ・タイヤ
- ・自転車

- ・家電4品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）
- ・小型電子機器28品（電話機、携帯電話、ラジオ、パソコン等）
- ・金属を素材として含む日用品等が対象となります。
(該当するものは、規則第2条第1号のとおりですが、具体的なものは巻末資料の「商標法施行規則別表」を参照してください。)
なお、これらを分解した後の部品等も対象となります。

【使用済物品回収業の定義】

「使用済物品回収業」とは、使用済物品の収集又は運搬を行う事業と定義しています。
なお、廃棄物の収集又は運搬は、廃棄物処理法において規制されているため、本条例の対象外となります。

収集又は運搬の過程で収集された使用済物品の保管行為は、廃棄物処理法の収集運搬業の一部として実施される積替保管と同様に、使用済物品についても収集又は運搬の事業に含まれます。

また、自ら収集運搬を行わず、不用品排出者からの持ち込みのみを対象とする営業形態の場合であっても、条例上「収集又は運搬を行う事業」が対象であることから、使用済物品回収業に該当します。

さらに、県内では収集及び運搬のみで県外の保管場所で積み卸しをする行為についても、使用済物品回収業に該当します。

【適用除外】

この条例では、使用済物品の収集又は運搬の事業のうち、一部を適用除外として規定しています。

ア 貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法の規定により、他人又は特定の者の需要に応じ、有償で自動車等を使用して貨物を運送する事業を指します。

ただし、適用除外とするのは、あくまで貨物自動車運送事業であり、同法の許可を得た又は届出した運送事業者を適用除外とするものではありません。

したがって、貨物軽自動車運送事業の届出を行った使用済物品回収業者が各家庭を回り使用済物品を収集する行為は貨物運送事業には該当しないことから本条例の規制の対象となります。

イ リサイクル事業

次に、イで定めているのは、いわゆるリサイクルショップ等、中古品の販売目的で収集を行う事業です。

規定では、「使用済物品をそのまま又は修理を行ってその本来の用途に供する者へ販売することを目的として収集を行う事業」と定めていますが、「その本来の用途に供する」とは、例えばテレビをテレビとして使うことを指しており、テレビからレアメタル等の有用資源を回収することは、ここでいう本来の用途には該当しません。

なお、「販売」とは、最終ユーザーに直接販売する場合のことを指し、輸出業者等への卸売販売は含みません。

また、「修理を行って」とは、収集する者自らが修理を行う場合を指しており、他者が修理する場合は含みません。

(3) 第3条～第6条（責務）

条例

(県民の責務)

第3条 県民は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の適正な処分に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 使用済物品を所有し、占有し、又は管理する事業者は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の保管及び処分を適正に行い、美しく快適で安全な生活環境の保全に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地において使用済物品が放置されないよう、適正な土地の管理に努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、県民及び市町村と協力して、使用済物品又は放射性物質の放置による生活環境の悪化を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 第7条（使用済物品回収業の届出）

条例

第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量
 - (3) 収集又は運搬を行う区域
 - (4) 使用済物品を保管する場所、期間及び方法
 - (5) 使用済物品回収業を継続して営むための事業計画
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第14条第1項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

規則

(使用済物品回収業の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、使用済物品回収業を開始しようとする日の10日前までに、次に掲げる書類を添付した様式第1号による届出書2部を提出してしなければならない。

- (1) 使用済物品の収集又は運搬に用いる車両全ての自動車検査済証の写し及びこれらの車両の外観を撮影した写真
- (2) 使用済物品の保管場所の付近の見取図
- (3) 使用済物品の保管場所の敷地図
- (4) 使用済物品の保管場所の囲い及び汚水対策設備の位置及び構造を示した図面
- (5) 使用済物品の保管方法を明らかにした図面
- (6) 使用済物品の保管場所の使用権原を証する書類
- (7) 使用済物品回収業の開始後3年間の予想損益計算書

2 知事は、前項の届出書の提出を受けたときは、当該届出書1部に押印して、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

(変更の届出)

第4条 条例第7条第2項本文の規定による変更の届出は、変更をしようとする日の10日前までに、変更する事項に係る前条に掲げる書類を添付した様式第2号による届出書2部を提出してしなければならない。

2 条例第7条第2項ただし書の規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 収集又は運搬を行う使用済物品の数量の変更
- (2) 事業開始予定年月日を1月以内で延期する変更
- (3) 回収した使用済物品の主な引渡先の変更
- (4) 事業の収支見通しの変更

(解説)

【第1項開始届】

開始届出書は、使用済物品回収業の事業開始の10日前までに、所定の届出書に添付書類を添えて2部提出していただきます。（注：平成28年4月1日に県内で使用済物品回収業を営んでいる既存の事業者の届出は、同月30日までが届出の期限となります。）

なお、2部のうち、1部は副本として届出者に受付印を押印して返却しますが、規則第6条で返却のあった届出書の写しを収集運搬の際に携行しなければならないこととなっておりますので、大切に保管してください。

届出先は、知事と定めていますが、具体的な届出窓口は次のとおりです。

区分	窓口
(1) 東部管内のみに保管場所を有する者又は収集運搬区域が東部管内の者	鳥取市
(2) 上記(1)以外の者	
①保管場所を持たず東部管内を中心に営業を行う者	循環型社会推進課
②中部管内に保管場所を有する者又は中部管内を中心に営業を行う者	中部総合事務所
③西部管内に保管場所を有する者又は西部管内を中心に営業を行う者	西部総合事務所

注) 保管場所を持たない事業者で東部管内を含め、県下で広域的に営業を行う者は、県にのみ届出を行えばよく、鳥取市への届出は不要です。

<届出先>

鳥取市市民生活部環境局廃棄物対策課 (鳥取市幸町71 鳥取市役所本庁舎内)

鳥取県生活環境部循環型社会推進課 (鳥取市東町1丁目220 県庁本庁舎内)

中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 (倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所内)

西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 (米子市糀町1丁目160 鳥取県西部総合事務所内)

届出書の記載例は、20ページのとおりですが、記載に際しては次のことに御留意ください。

①品目及び数量について

品目とは、テレビ、パソコンコンピュータ等の具体的な内容を指しますが、届出に際しては、条例第2条第1号の項目ごとの括りで記載していただいて構いません。

また、数量は、収集運搬時の通常の物流量（車両積載時の数量）を記載を指しています。書き方のイメージは、次のとおりです。

(記載例)

品目：条例第2条第1号のイ、ウ、オ、キ、ク

数量： ○m³

②収集又は運搬を行う区域について

収集又は運搬を行う区域を県内的一部の地域に限定する場合は、その地域を市町村名で記載してください。なお、県内全域を対象に事業を行う場合は、個々の市町村名を列記することなく「全県」と記載してください。

③保管場所、期間及び方法について

「保管する場所」は所在地とし、「保管の期間」は始期及び終期が定まっている場合、そのそれぞれとし、「方法」は屋内外の区別や容器保管やシート掛け等の措置を記載していただきます。

なお、県内では収集運搬のみで保管場所がない場合は、その旨を記載すれば、保管場所の具体的な内容の記載及び添付書類は不要です。

また、保管期間の終期が定まっていない場合は、始期のみ記載すればよく、保管方法について特段の措置を講じない場合は、屋外保管と記載してください。

④添付書類について

ア 保管場所の付近の見取図

保管場所の位置を示した地図（縮尺1/3000程度）とします。

イ 保管場所の敷地配置図

A3版に収まる程度の縮尺（1/50～1/200程度）で敷地境界、囲いの位置、使用済物品の置く範囲を図示した図面とします。（図面には縮尺を記載してください。）

ウ 囲い及び汚水対策に係る設備の構造を示した図面

囲いについては、地盤面からの高さ、基礎部分の構造、支柱を含めた使用材料の規格、窓の配置、囲いの強度（囲いに使用済物品の荷重が直接かかる場合のみ）が分かるものとします。

汚水対策に係る設備については、敷地内の汚水不浸透のために設置する床面の施工内容（コンクリート施工、遮水マットの施工等の内容）、排水管路の配置図、規格、集水枠の構造等が分かるものとします（ただし、汚水が生じるおそれがある使用済物品の保管を行う場合のみ）。

エ 保管の方法、積み上げる最高の高さ及び保管容量の上限を明らかにした図面 敷地配置図に次のことを図示したものとします。

なお、イの図面に全て網羅すれば、1枚とすることができるものとします。

- ・特定家庭用機器（家電4品）を扱う場合は、その保管場所、保管方法
- ・使用済物品の積み上げの最高地点の位置及び高さ
- ・最大保管容量の算定の考え方

オ 保管場所の土地の使用権原を証する書類

土地の登記簿謄本（原本証明がしてあれば、写しでも可とします。）

借りる場合は、賃貸借又は使用貸借契約書の写し

カ 事業初年度を含む3年間の予想損益計算書

これは届出事業者の経理的な面からみた事業継続性及び放置の懸念がないことを外観的に把握するため添付を求めるものですが、使用済物品回収業とそれ以外の事業を営んでいる場合は、使用済物品回収業の単独部門ではなく、事業全体の予想損益計算を添付してください。

なお、損益計算書は詳細な勘定科目まで記載したものは不要ですが、営業収益については、使用済物品回収業とそれ以外の部門毎の売り上げ、営業費用については、仕入、給料賃金、減価償却費等の大まかな科目的額が記載されたものとしてください。

【第2項変更届】

開始届出の内容に変更がある場合は、変更事項の10日前までに変更届を提出していた
だく必要があります。

なお、

- ・収集又は運搬を行う使用済物品の数量の変更
- ・事業開始予定年月日を1月以内で延期する変更
- ・回収した使用済物品の主な引渡先の変更
- ・事業の収支見通しの変更

については、届出は不要です。

(5) 第8条(保管等の基準)

条例

第8条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を屋外で保管するときは、次に掲
げる基準に従わなければならない。

- (1) 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。
 - ア 周囲に囲いが設けられていること。
 - イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済物品の保管場所である旨
その他使用済物品の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられている
こと。
 - (2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 使用済物品が飛散し、又は流出しないものであること。
 - イ 使用済物品から汚水又は廃液が漏れ出し、及び地下に浸透しないものである
こと。
 - ウ 使用済物品から悪臭が発散しないものであること。
 - エ 規則で定める高さを超えて使用済物品を積み上げないものであること。
 - (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しない
ようにすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な保管を図るための基準とし
て規則で定めるもの
- 2 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を運搬するときは、次に掲げる基準に
従わなければならない。
- (1) 使用済物品の飛散及び流出を防止することができる構造又は設備を有する車
両を使用すること。
 - (2) 車両の前後に、規則で定めるところにより、使用済物品を運搬する車両であ
る旨その他必要な事項を表示すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な運搬を図るための基準とし
て規則で定めるもの
- 3 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、
これを処分しなければならない。

規則

(保管基準)

- 第5条 条例第8条第1項第1号イの掲示板は、様式第3号によるものとする。
- 2 条例第8条第1項第2号エの規則で定める高さは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6第1号又は第2号に規定する高さとする。
- 3 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 周囲の囲いは、次の要件を満たすもの又はそれと同等以上と認められるものであること。
- ア 地盤面より1メートル80センチメートル以上の高さがあること。
 - イ 素材が鋼製ネットフェンス、波形亜鉛引鉄板又はこれらに類するものであること。ただし、粉じんが飛散するおそれがある場合は、波形亜鉛引鉄板であること。
 - ウ いずれかの一面に内部が目視できる窓を設けること。
 - エ 支柱が耐久性のある材質であること。
 - オ 出入口が施錠されていること。
 - カ 使用済物品の荷重が直接かかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。
- (2) 汚水が生じるおそれがある使用済物品を保管する場合にあっては、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(収集又は運搬の基準)

- 第6条 条例第8条第2項第2号の表示は、様式第4号の表示板によるものとする。
- 2 条例第8条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 条例第2条第1号カに掲げる物品の収集又は運搬を行う場合にあっては、当該物品が風雨にさらされることのない構造又は設備を有する車両を使用すること。
- (2) 第3条第2項の規定により交付された届出書（その記載事項に変更があった場合は、当該変更を記載したもの）の写しを携行すること。

(解説)

【保管の基準】

条例第8条第1項では、使用済物品の保管の基準を定めていますが、この基準が適用されるのは、使用済物品を屋外で保管する場合です。

この条例は使用済物品の放置による生活環境の悪化防止を目的としたものであり、屋内保管の場合、不法投棄、汚水の流出、悪臭の発生等いずれもそのような懸念がないと考えられることから、これを除外しているものです。

したがって、単に屋根があるだけのようなキャノピー構造のような構築物は、屋内には含まれませんので、ご留意ください。

① 1項1号イ（保管場所の表示）について

保管場所の表示については、自らの保管、管理責任を明確にし、条例に基づく手続がなされている場所であることを住民に周知する目的で行っていただくものです。

(記載例)

使用済物品保管場所 (鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第8条に基づく保管場所の表示)	
届出者の氏名又は名称	株式会社とっとりリサイクル
保管する使用済物品の品目 及び最大保管容量	品目：バイク、自転車、特定家庭用機器、小型電子機器、家具、調理器具 最大保管容量：150m ³
保管場所の責任者の氏名 及び電話番号	鳥取次郎 0857-26-7562
届出年月日	平成28年4月30日

※品目については、住民がみて分かるよう、条例の該当条項ではなく、具体的な物品名を記載してください。

② 1項2号ア（飛散流出防止措置）について

例えば、保管物は積み上げずに整然と並べるとか、小型軽量の保管物には、シートがけを行うなど、敷地外に使用済物品が飛散流出しないように適切な措置をお願いします。

③ 1項2号イ（汚水等対策）について

この汚水等対策は、汚水が生じるおそれがある使用済物品を保管する場合に必要となるものです。

汚水が生じるおそれがある使用済物品とは、オイルタンクを有する発動機の付いた機器（農機具・バイク等）や油を燃料とする暖房器具（ファンヒーター等）のほか、雨ざらしとなることで内部の基板等から有害な物質の流出の懸念が強い機器などが該当します。

なお、規則では、必要な措置として、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うことと規定していますが、不浸透性に関しては、鉄筋コンクリート製はもとより重機や車両の進入箇所以外については、不浸透性のシート（遮水マット等）で覆う場合もこれに含まれます。

また、排水溝その他の設備とは、流出防止堤、油水分離槽及びこれに接続する排水溝の設置が該当しますが、これに限らず、同程度の公共用水域及び地下水の汚水防止対策が講じられていればよいものとします。

④ 1項2号ウ（悪臭対策）について

悪臭対策は、使用済物品から悪臭が発生する恐れがある場合に限り、必要となるものです。

悪臭対策としては、悪臭の恐れのある使用済物品は容器に入れたり、シートで覆うことにより、その拡散を防ぐ措置が該当します。

⑤ 1項2号エ（高さ制限）について

保管物の高さに関する基準は、廃棄物処理法でいう廃棄物保管の高さの基準を引用する方法で規定しています。

具体的には、次のア及びイのいずれの高さも超えないものである必要があります。

ア 外周仕切に保管する使用済物品の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合

当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の外周仕切の下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤

面に近いもの)までの高さ

イ 外周仕切に直接負荷部分がある場合

次のa及びbに規定する高さのいずれか低い方

a 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあっては、その下端）（以下「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分については、当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ（当該外周仕切に直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(a) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(b) アに規定する高さ

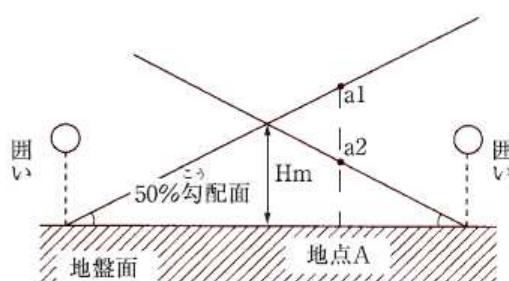
b 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分については、当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次の(a)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(a)又は(b)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(a) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(b) アに規定する高さ

(1) 高さの上限の判定例

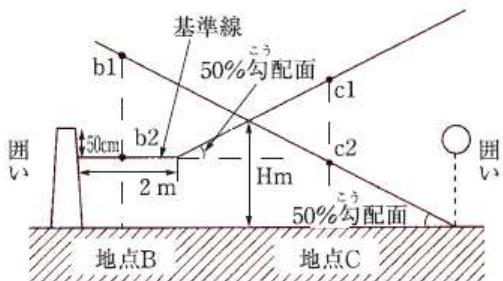
1) 両方が廃棄物に接していない囲いの場合



○基準上の高さ上限

- ・地点A : a₂ (Hm以下)
- ・看板記載高さ : Hm

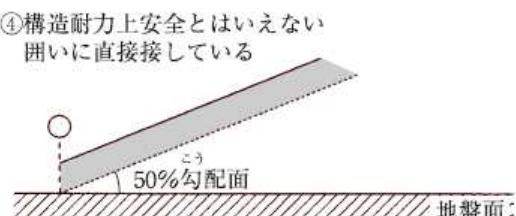
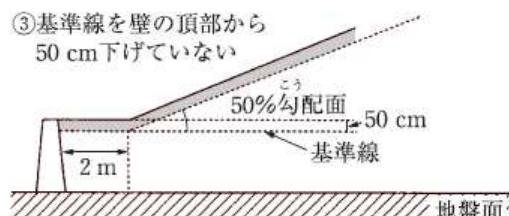
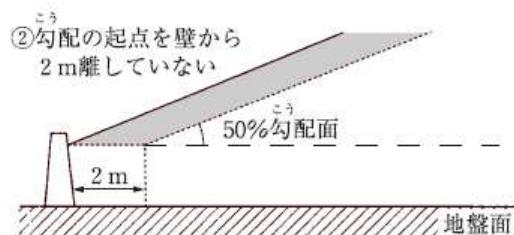
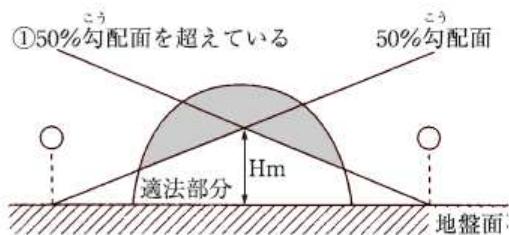
2) 片方が直接負荷部分の囲い(左)、片方が廃棄物に接しない囲い(右)の場合



- ・地点B : b₂ (基準線は囲いの高さより50cm低く)
- ・地点C : c₂ (Hm以下)
- ・看板記載高さ : Hm

(2) 保管基準の判定例 (典型的な違反例 : ■ 網掛け部分)

1) 模式図



2) その他違反となる例

- ① 囲いが廃棄物と接して曲がって(歪んで)いる。
- ② 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積み上げている(さらに囲いの上部にプラスチックの板等で50cm継ぎ足した場合等を含む)。

⑥ 1項3号（害虫等の発生対策）について

ねずみ、蚊、はえ等が発生しないような措置を求めていますが、具体的には保管する使用済物品の整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで不衛生な環境を作り出さないようにするとともに、蚊、はえ等の発生のおそれがある場合には、薬剤散布を行うなどの措置を講じてください。

【収集運搬の基準】

① 2項1号（収集運搬車の飛散流出防止措置）について

この基準は、収集運搬時に収集した使用済物品が車両からの脱落、風等での飛散、内容物の流出等により生活環境が悪化することを防止するためのものです。

具体的には、バンボディタイプや幌ウイングタイプの荷台構造を有するもののほか、平ボディタイプのものでもサイドゲート及びテールゲートに飛散のおそれがない高さを備えた構造の車両を使用することなどが該当しますが、これら以外の構造の車両であっても運搬時に、荷台にシート掛けをしたり、容器（フレコンバッグ詰めした状態を含む）を用いたりすること等、飛散流出防止のための適切な対応を行ってください。

② 2項2号（収集運搬車両の表示）について

この基準は、使用済物品回収業を営む者に届出を義務付けたことに併せ、条例の対象となる事業者であることを住民が一目で認識できるようにするために、分かり易い表示を義務付けたものです。

表示の内容は、規則様式第4号のとおりですが、その表示方法については、車両に直接ペイントする場合のほか、シールやマグネットシートなど脱着可能なものとするこども可能です。

③ 2項3号（規則定めの収集基準）について

規則定めの収集基準として、規則第6条第2項第1号では、特定家庭用機器の運搬に際して、これらのものが風雨にさらされることのないような措置を定めています。

これは、平成24年3月19日付環廃対発第120319001号の環境省通知（「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」）では、使用済の特定家庭用機器が再使用の目的に適さない粗雑な取扱がなされている場合は、廃棄物に該当するものとされており、この取扱との整合を図るためのものです。

したがって、雨天時に使用済の特定家庭用機器の収集を幌無しトラック等で行う場合は、この基準違反となりますし、廃棄物処理法に基づく許可がなければ、法律違反となりますので注意してください。

また、規則では、収集運搬に際して届出書の写しの携行を義務づけていますので、必ず収集運搬車に搭載してください。

(6) 第9条（記録の作成等）

条例

第9条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

(1) 取引の年月日

(2) 使用済物品の品目及び数量

2 使用済物品回収業を営む者は、規則で定めるところにより、前項の記録をその作成の日から3年間、保存しておかなければならぬ。

規則

第7条 条例第9条第1項の記録は、書面（書面に代わる電磁的記録を含む。以下同じ。）に記載する方法で作成しなければならない。

2 前項の記録は、書面を事務所に備え付ける方法で保存しなければならぬ。

（解説）

この規定は、受け取った使用済物品が取引されることなく、放置状態となっていないかどうかを書面上確認することができるよう設けたものです。

本来は、受け取った個々の使用済物品がいつ引き渡されたのかが確認できるよう履歴を追うことが可能な記録が望まれますが、使用済物品は、個々の物品にバーコードが付されるなどの個別管理までは行われておらず、さらに受け取ったものが、そのまま出荷されず、部品ごとに別の事業者に引き渡されるなどの取引もみられることから、実態に即し、個別の履歴に係る記録までは求めません。

ただし、次に示すとおり、受け取りと引き渡しの取引の状況がそれぞれ記録されることで物流の動向が把握可能な内容の記録を行ってください。

なお、記録は書面によるものほか、電磁的記録も可能です。

記録にあたり、品目の記載方法は、受け取りについては、例えば家具であれば「椅子」、「キャビネット」等、小型電子機器であれば「パソコン」、「オーブン」等の具体的なものを記載するようしてください。引き渡しについては、そのまま引き渡す場合であれば、受け取りと同様の品名を記載することを原則としますが、部品等に分解し、そのぞれごとに引き渡す場合は、例えば「金属スクラップ」、「エンジン」等の引き渡し物品の品名で記載してください。

（記録の例示）

受け取り		
取引日	品目	数量
平成28年 5月20日	スクーター	5台
平成28年 5月20日	ガスレンジ	3台

引き渡し		
取引日	品目	数量
平成28年 6月 1日	エンジン	5台
平成28年 6月 3日	スクラップ	5 m ³

(7) 第10条（使用済物品回収業の廃止）

条例

第10条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

規則

第8条 条例第10条の規定による廃止の届出は、使用済物品回収業を廃止しようとする日の10日前までに、様式第5号による届出書2部を提出してしなければならない。

(解説)

使用済物品の放置防止の観点から、事業廃止の際の事前届出に併せて、所有する使用済物品の処分を義務付けています。

その処分方法については、売却に限定することなく、屋内への保管場所の移動を含め、保管場所から回収物が撤去される方法であれば構いません。

(8) 第11条（使用済物品等の放置の禁止）

条例

第11条 何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺の生活環境を悪化させてはならない。

2 前項の規定に違反して使用済物品又は放射性物質が屋外に放置されていることを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。

(9) 第12条（報告及び検査）

条例

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、第9条第1項の記録、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規則

第9条 条例第12条第2項の証明書は、様式第6号によるものとする。

(10) 第13条（指導及び助言）

条例

第13条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるとときは、使用済物品の収集、運搬又は保管をする者に対し、使用済物品の収集、運搬又は保管に關し必要な指導又は助言をすることができる。

(11) 第14条（改善命令）

条例

第14条 知事は、使用済物品回収業を営む者が第8条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が第10条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(12) 第15条（有害使用済機器の保管の特例）

条例

第15条 有害使用済機器（廃棄物処理法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条において同じ。）の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管については、第7条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、適用しない。

（解説）

廃棄物処理法が平成29年に改正され、新たに有害使用済機器（使用を終了し、収集された機器のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの）の保管及び処分が規制の対象となりました。

のことから、この条例との重複関係を除くため、本規定が平成30年3月の条例改正により追加されました。

なお、条例の対象外として整理するのは、有害使用済機器の保管に関するものであり、有害使用済機器の運搬は引き続き条例の規制対象となりますので、間違いないよう注意をお願いします。

(13) 第17条～19条（罰則）

条例

第17条 第14条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条又は第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- (3) 第9条第2項の規定に違反して記録を保存しなかった者
- (4) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(14) 附則

条例

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に使用済物品回収業を営んでいる者に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成28年4月30日までに」とする。この場合において、前項の規定による廃止前の鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による届出は、第7条第1項の規定による届出とみなす。
- 4 この条例の施行前にされた旧条例第9条、第10条又は第11条第1項の規定による指導、勧告若しくは命令又は報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則の廃止)
- 2 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則（平成13年鳥取県規則第63号）は、廃止する。

(解説)

第1項は、施行期日であり、罰則を除く届出義務及び保管等基準等については、平成28年4月1日から適用することを定めています。

なお、罰則については、一定の猶予期間が必要との観点から、その適用について3ヶ月間遅らせ、7月1日から施行することとしています。

第3項では、この条例施行に併せて、鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の廃止及び同条例の届出が、この条例の届出となる旨を規定していますが、この規定はタイヤに限ってのものであり、タイヤ以外の使用済物品を併せて取り扱う場合は、この規定に関わらず、新規の届出が必要となりますのでご注意ください。

また、第5項は、条例施行前の3月31日以前に使用済物品回収業を行っている者に対する規定ですが、3月31日以前に施設を設けた場合であっても、当該施設を用いて4月1日以降も継続して事業を行う場合であって、施設基準に適合しないときは、条例第14条の改善命令の対象となりますので、ご注意ください。

5 届出の記載例

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

○○事務所長 様

郵便番号 680-0000
 届出者 住所 鳥取市東町1丁目271
 氏名 株式会社ととりリサイクル
 代表取締役 鳥取 太郎
 電話番号 0857-10-0000

印

使用済物品回収業開始届出書

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量	品目：条例第2条第1号イ、ウ、オ、カ、キ及びクに該当するもの 数量：10m ³
収集又は運搬を行う区域	鳥取市、岩美郡及び八頭郡内の町
使用済物品を保管する場所、期間及び方法並びに最大保管容量	場所：鳥取市西町1丁目1番地401 期間：平成28年5月1日～ 方法：屋外保管 最大保管容量：150m ³
事業の責任者の住所、氏名及び電話番号	鳥取市立川町6丁目176 鳥取 次郎（0857-26-7562）
保管場所の土地所有者の住所、氏名及び電話番号	倉吉市東巖城町2 倉吉 三郎（0858-23-3148）
事業の開始予定年月日	平成28年5月1日
用いる車両の自動車登録番号、構造又は設備の概要	登録番号：鳥取480あ0001 構造等：軽トラック（幌付き）
保管基準に適合させるために講じる措置	保管場所周囲に鋼製フェンス（H1.8m）を新設 床面鉄筋コンクリート敷、排水溝・油水分離槽設置 条例第2条第1号オ、カの保管に際しては、シートがけを行う。
継続して営むための事業計画	使用済物品の主な引渡先 米子市糀町1丁目160 有限会社金属資源回収
	収集運搬、保管の際の使用済物品の品質劣化を防止するために講じる措置 運搬は幌付き車両で行い、保管時は、条例第2条第1号オ、カの使用済物品はシートがけを行い風雨にさらさない。また、収集から引き渡しまでの2週間以内とし、保管期間を極力短期間とする。
	事業開始初年度を含む3年間の事業の収支の見通し 別添のとおり初年度は赤字が見込まれるが、次年度以降黒字化が図られ、継続的な事業運営が可能な見通し

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 本書の作成にあたり、記載欄が不足する場合は、適宜別紙とすることができます

6 資料

(1) 条例

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年12月24日 鳥取県条例第54号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 使用済物品回収業の規制（第7条—第10条）
- 第3章 雜則（第11条—第16条）
- 第4章 罰則（第17条—第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）を除く。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、農業機械に該当するもの

イ 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車

ウ 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）

エ 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のタイヤ

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車

カ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器

キ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する小型電子機器等

ク アからキまでに掲げるもののほか、金属及び金属以外の材料のいずれもが含まれる物品であって、放置されると生活環境が悪化するおそれがあるものとして規則で定めるもの

（2） 使用済物品回収業 使用済物品の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業

イ 使用済物品をそのまま又は修理を行ってその本来の用途に供する者へ販売することを目的として収集を行う事業

（県民の責務）

第3条 県民は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の適正な処分に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 使用済物品を所有し、占有し、又は管理する事業者は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の保管及び処分を適正に行い、美しく快適で安全な生活環境の保全に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地において使用済物品が放置されないよう、適正な土地の管理に努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、県民及び市町村と協力して、使用済物品又は放射性物質の放置による生活環境の悪化を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 使用済物品回収業の規制

(使用済物品回収業の届出)

第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量
- (3) 収集又は運搬を行う区域
- (4) 使用済物品を保管する場所、期間及び方法
- (5) 使用済物品回収業を継続して営むための事業計画
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第14条第1項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(使用済物品の保管等)

第8条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を屋外で保管するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

- (1) 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。
 - ア 周囲に囲いが設けられていること。
 - イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済物品の保管場所である旨その他使用済物品の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - (2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 使用済物品が飛散し、又は流出しないものであること。
 - イ 使用済物品から汚水又は廃液が漏れ出し、及び地下に浸透しないものであること。
 - ウ 使用済物品から悪臭が発散しないものであること。
 - エ 規則で定める高さを超えて使用済物品を積み上げないものであること。
 - (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な保管を図るための基準として規則で定めるもの
- 2 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を運搬するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。
- (1) 使用済物品の飛散及び流出を防止することができる構造又は設備を有する車両を使用すること。
 - (2) 車両の前後に、規則で定めるところにより、使用済物品を運搬する車両である旨その他必要な事項を表示すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な運搬を図るための基準として規則で定めるもの
- 3 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

(記録の作成等)

第9条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

(1) 取引の年月日

(2) 使用済物品の品目及び数量

2 使用済物品回収業を営む者は、規則で定めるところにより、前項の記録をその作成の日から3年間、保存しておかなければならない。

(使用済物品回収業の廃止)

第10条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

第3章 雜則

(使用済物品等の放置の禁止)

第11条 何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺の生活環境を悪化させてはならない。

2 前項の規定に違反して使用済物品又は放射性物質が屋外に放置されていることを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。

(報告及び検査)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、第9条第1項の記録、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第13条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、使用済物品の収集、運搬又は保管をする者に対し、使用済物品の収集、運搬又は保管に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(改善命令)

第14条 知事は、使用済物品回収業を営む者が第8条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が第10条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(有害使用済機器の保管の特例)

第15条 有害使用済機器（廃棄物処理法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条において同じ。）の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管については、第7条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、適用しない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第17条 第14条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条又は第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- (3) 第9条第2項の規定に違反して記録を保存しなかった者
- (4) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

(鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の廃止)

2 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に使用済物品回収業を営んでいる者に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成28年4月30日までに」とする。この場合において、前項の規定による廃止前の鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による届出は、第7条第1項の規定による届出とみなす。

4 この条例の施行前にされた旧条例第9条、第10条又は第11条第1項の規定による指導、勧告若しくは命令又は報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項の規定により提出がされた使用済物品回収業については、改正後の鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項第3号の区域は、鳥取県の全域として届出がされているものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(2) 規則

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例施行規則（平成28年3月8日 鳥取県規則第3号）

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(使用済物品の範囲)

第2条 条例第2条第1号クの規則で定める物品は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる物品で、金属及びプラスチック、ゴム、紙、木材、皮革又は纖維を素材に用いたもの
- ア 金づち、ねじ回し、ショベルその他の手動工具
 - イ 電池、電線及び配電用機械器具
 - ウ ストーブ、ボイラー及びガス湯沸し器、ガスレンジその他の加熱調理機械器具
 - エ 楽器
 - オ 家具
 - カ 鍋類及び調理器具
 - キ 玩具及び運動用具
- (2) 条例第2条第1号アからキまで及び前号アからキまでに掲げる物品から分離された部品その他の物品

(使用済物品回収業の届出)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、使用済物品回収業を開始しようとする日の10日前までに、次に掲げる書類を添付した様式第1号による届出書2部を提出してしなければならない。

- (1) 使用済物品の収集又は運搬に用いる車両全ての自動車検査済証の写し及びこれらの車両の外観を撮影した写真
- (2) 使用済物品の保管場所の付近の見取図
- (3) 使用済物品の保管場所の敷地図
- (4) 使用済物品の保管場所の囲い及び汚水対策設備の位置及び構造を示した図面
- (5) 使用済物品の保管方法を明らかにした図面
- (6) 使用済物品の保管場所の使用権原を証する書類
- (7) 使用済物品回収業の開始後3年間の予想損益計算書

2 知事は、前項の届出書の提出を受けたときは、当該届出書1部に押印して、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

(変更の届出)

第4条 条例第7条第2項本文の規定による変更の届出は、変更をしようとする日の10日前までに、変更する事項に係る前条に掲げる書類を添付した様式第2号による届出書2部を提出してしなければならない。

2 条例第7条第2項ただし書の規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 収集又は運搬を行う使用済物品の数量の変更
- (2) 事業開始予定年月日を1月以内で延期する変更
- (3) 回収した使用済物品の主な引渡先の変更
- (4) 事業の収支見通しの変更

(保管基準)

第5条 条例第8条第1号イの掲示板は、様式第3号によるものとする。

2 条例第8条第1項第2号エの規則で定める高さは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の6第1号又は第2号に規定する高さとする。

3 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 周囲の囲いは、次の要件を満たすもの又はそれと同等以上と認められるものであること。
 - ア 地盤面より1メートル80センチメートル以上の高さがあること。
 - イ 素材が鋼製ネットフェンス、波形亜鉛引鉄板又はこれらに類するものであること。ただし、粉じんが飛散するおそれがある場合は、波形亜鉛引鉄板であること。
 - ウ いずれかの一面に内部が目視できる窓を設けること。
 - エ 支柱が耐久性のある材質であること。
 - オ 出入口が施錠されていること。
- カ 使用済物品の荷重が直接かかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。

- (2) 汚水が生じるおそれがある使用済物品を保管する場合にあっては、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(収集又は運搬の基準)

第6条 条例第8条第2項第2号の表示は、様式第4号の表示板によるものとする。

2 条例第8条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第1号に掲げる物品の収集又は運搬を行う場合にあっては、当該物品が風雨にさらされることのない構造又は設備を有する車両を使用すること。
- (2) 第3条第2項の規定により交付された届出書（その記載事項に変更があった場合は、当該変更を記載したもの）の写しを携行すること。

(記録の作成等)

第7条 条例第9条第1項の記録は、書面（書面に代わる電磁的記録を含む。以下同じ。）に記載する方法で作成しなければならない。

2 前項の記録は、書面を事務所に備え付ける方法で保存しなければならない。

(廃止の届出)

第8条 条例第10条の規定による廃止の届出は、使用済物品回収業を廃止しようとする日の10日前までに、様式第5号による届出書2部を提出してしなければならない。

(身分証明書)

第9条 条例第12条第2項の証明書は、様式第6号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則の廃止)

2 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例施行規則（平成13年鳥取県規則第63号）は、廃止する。

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

職　氏　名　様

郵便番号
 届出者　住　所
 氏　名　　印
 (法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 電話番号

使用済物品回収業開始届出書

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量		
収集又は運搬を行う区域		
使用済物品を保管する場所、期間及び方法並びに最大保管容量		
事業の責任者の住所、氏名及び電話番号		
保管場所の土地所有者の住所、氏名及び電話番号		
事業の開始予定年月日		
用いる車両の自動車登録番号、構造又は設備の概要		
保管基準に適合させるために講じる措置		
の 事 業 計 画 業 し て 當 む た め	使用済物品の主な引渡先	
	収集運搬、保管の際の使用済物品の品質劣化を防止するために講じる措置	
	事業開始初年度を含む3年間の事業の収支の見通し	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 記載欄が不足する場合は、適宜別紙とすることができます。

添付書類

- 1 収集又は運搬に用いる全ての車両の自動車検査済証の写し及び外観を前後左右4方向から撮影した写真
- 2 保管場所の付近の見取図
- 3 保管場所の敷地配置図（囲いの設置位置及び保管する位置を記載すること。）
- 4 囲い及び汚水対策に係る設備の構造を示した図面
- 5 保管の方法、積み上げる最高の高さ及び保管容量の上限を明らかにした図面
- 6 保管場所の土地の使用権原を証する書類
- 7 事業初年度を含む3年間の予想損益計算書

年　月　日

職　氏　名　様

郵便番号

届出者　住　所

氏　名

印

（法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

使用済物品回収業変更届出書

年　月　日付けで届け出た事項を変更するので、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変　更　事　項	
変　更　理　由	
変　更　前　の　内　容	
変　更　後　の　内　容	
変　更　予　定　年　月　日	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 記載欄が不足する場合は、適宜別紙とすることができる。

添付書類

次に掲げる書類のうち変更事項に係るもの

- 1 収集又は運搬に用いる全ての車両の自動車検査済証の写し及び外観を前後左右4方向から撮影した写真
- 2 保管場所の付近の見取図
- 3 保管場所の敷地配置図（囲いの設置位置及び保管する位置を記載すること。）
- 4 囲い及び汚水対策に係る設備の構造を示した図面
- 5 保管の方法、積み上げる最高の高さ及び保管容量の上限を明らかにした図面
- 6 保管場所の土地の使用権原を証する書類

様式第3号（第5条関係）

使用済物品保管場所 (鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第8条に基づく保管場所の表示)	
届出者の 氏名又は名称	
保管する使用済物品の 品目及び最大保管容量	
保管場所の責任者の 氏名及び電話番号	
届出年月日	

注1 背景は、白とすること。

2 掲示板の大きさは、縦横それぞれ60センチメートル以上とし、材質は、プラスチック、金属等その他
の腐食しないものとすること。

3 表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさとすること。

様式第4号（第6条関係）

使 用 済 物 品 収 集 運 搬 車 両 (鳥取県使用済物品等の放置防止に関する 条例第8条に基づく車両の表示)	
氏名（名称）	

注1 背景は、黄とすること。

2 表示に用いる文字は、日本産業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさとすること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 (法人にあっては、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
㊞
電話番号

使用済物品回収業廃止届出書

使用済物品回収業を廃止しますので、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止予定期日	
--------	--

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(表面)

第 号

身分証明書

所属
職名
氏名

上記の者は、鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例第12条の規定により立入検査を行うことができる職員であることを証する。

年 月 日

職 氏名

印

(裏面)

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（抜粋）

（報告及び検査）

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、第9条第1項の記録、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 略

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、一般家庭や事業所等から排出される使用（再使用を含む。以下同じ。）を終了した家電製品（以下「使用済家電製品」という。）等を収集、運搬等する者（以下「不用品回収業者」という。）が増加しているが、それらのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可、再生利用指定又は市町村の委託を受けておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に抵触するものと考えられる。環境省においては、「使用済物品の適正な処理の確保について（通知）」（平成22年10月21日付け環廃対発第101021001号・環廃産発第101021001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）により、廃棄物の疑いがあると判断できる場合の報告の徴収又は立入検査の積極的な実施等をお願いしているところである。

使用済家電製品は、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）等に基づいて再商品化等されることにより適正な処理が確保されなければならないが、不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられる。特に、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られ、生活環境保全上の支障の発生、適正なリサイクルシステムの阻害等が強く懸念されることから、このような不適正な処理ルートへの対策を強化する必要がある。

については、下記事項に留意の上、必要な措置を講ずるとともに、貴管内市町村に対する確実な周知及び指導方よろしくお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 使用を終了した特定家庭用機器の廃棄物該当性に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に、使用を終了した特定家庭用機器（家電リサイクル法第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。以下「使用済特定家庭用機器」という。）については、廃棄物として再生又は処分する場合には、特に厳しい基準として「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成11年厚生省告示第48号）により一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。）と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要である。このことを踏まえ、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

特定家庭用機器として特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に定められているものは、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

(1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月）のガイドラインA（別添）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

(2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

3 使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品の廃棄物該当性について

使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、国内外において不適正な処理がなされているものが少ないと考えられ、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について、有害物質の飛散・流出を防止するための措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られる。

これらについても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、廃棄物であるとの疑いがあると判断できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、積極的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

4 その他の留意事項

(1) 使用済家電製品について、比較的新しく故障していない等、市場価値を有するものについては、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物営業の許可を有し、かつ、適切な取扱いをする者に売却

するなど、適正な再使用を促進することが重要であること。また、再使用に適さない等により廃棄物となつたものについては、家電リサイクル法や市町村の定める規則等に従った適切な排出が必要であることから、これらについての住民に対する普及啓発に努められたいこと。

- (2) 小売業者に家電リサイクル法上の引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる「義務外品」）のうち、一般廃棄物となるものについては、市町村の区域内において消費者からの特定家庭用機器一般廃棄物の排出が困難とならないよう、収集・運搬体制を構築する必要がある。この場合、市町村においては、収集運搬業の許可の取得について適正かつ円滑に進めるか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号の規定による指定制度（再生利用指定制度）を積極的に活用する等し、廃棄物処理法に適合する形で実施されたいこと。

(4) 商標法施行規則別表抜粋

第八類	<p>一 手動工具 (一) げんのう つち ハンマー (二) ねじ回し類 スパナー ねじ回し モンキー レンチ (三) こて 左官用こて はんだごて 焼印こて (四) 万力 (五) やっこ類 ぐぎ抜き ニッパー プライヤー ペンチ やっこ (六) つるはし類 つるはし ビータ (七) ショベル類 角形ショベル スコップ 丸形ショベル 雪かき (八) すみつぼ類 すみつぼ 大工用コンパス つぼ糸 繩墨 (九) 革砥 鋼砥 砥石 </p>
第九類	<p>三 配電用又は制御用の機械器具 開閉器 繼電器 遮断器 制御器 整流器 接続器 断路器 蓄電器 抵抗器 点滅器 配線函 配電盤 ヒューズ 避雷器 変圧器 誘導電圧調整器 リアクトル 四 太陽電池 電池 (一) 太陽電池 (二) 電池 乾電池 湿電池 蓄電池 五 (略) 六 電線及びケーブル (一) 電線 ゴム線 特殊被覆電線 裸線 プラスチック線 卷き線 (二) ケーブル 終端函 接続函 接続用スリーブ 通信ケーブル 動力ケーブル 光ファイバーケーブル </p>
第十一類	<p>五 ストーブ類 (電気式のものを除く。) ガスストーブ 石炭ストーブ 石油ストーブ 石油ストーブしん暖炉 火鉢 六 ボイラー (機械部品を除く。) 七 ガス湯沸かし器 調理台 流し台 八 加熱器 ガスレンジ かまど バーベキューグリル 七輪 石油こんろ 天火 九 業務用加熱調理機械器具 業務用食器乾燥機 業務用食器消毒器 (一) 業務用揚物器 業務用炊飯器 業務用電磁調理器 業務用煮炊釜 業務用焼物器 業務用レンジ (二) 業務用食器乾燥機 業務用食器消毒器 </p>
第十五類	<p>一 楽器 (一) 洋楽器 アコーディオン オーボエ オカリナ オルガン オルゴール カスタネット ギター クラリネット 弦 コルネット コントラバス サキソホーン 弱音器 シンバル 太鼓 タンバリン チェロ チャイム テインパニー 鉄琴 トライアングル ドラム トランペット トロンボーン ハープ ハーモニカ バイオリン バグパイプ ばち ハンドベル ピアノ ビオラ ピック ファゴット フルート ホルン マウスピース マンドリン ミュージックシンセサイザー 木琴 弓 リード (二) 和楽器 弦 こきゅう 琴 三味線 尺八 しょう 太鼓 つづみ つめ ばち ひちりき びわ 横笛 二 楽譜台 指揮棒 三 音さ 調律機 </p>
第二十類	<p>一 家具 (一) たんす類 食器戸棚 茶だんす 洋服だんす (二) 机類 座卓 事務机 食卓 勉強机 和机 (三) 椅子類 安楽椅子 きょうそく 腰掛け椅子 座椅子 食卓用椅子 長椅子 乳幼児用ハイチェア (四) 鏡 鏡台 三面鏡台 姿見台 手鏡 (五) 洗面化粧台 (六) いこう おもちゃ箱 傘立て げた箱 書棚 寝台 陳列棚 宅配ボックス つり床 長持 文庫 本立て 本箱 マガジンラック ロッカー </p>

第二十一類	<p>二 台所用品（「ガス湯沸かし器、加熱器、調理台及び流し台」を除く。）</p> <p>(一) 鍋類 釜 調理用鉄板 鍋 はんごう フライパン 蒸し器</p> <p>(二) コーヒー沸かし（電気式のものを除く。） 鉄瓶 やかん</p> <p>(三) 食器類 イ きゅうす コップ 杯 皿 サラダボール 重箱 茶わん ディッシュカバー デカンター 徳利 鉢 ビールジョッキ 弁当箱 水差し 湯飲み わん 口 菓子缶 たる 茶缶 つぼ パン入れ</p> <p>(四) 携帯用アイスボックス 米びつ 食品保存用ガラス瓶 水筒 魔法瓶</p> <p>(五) 調理用具 泡立て器 魚ぐし こし器 シェーカー 手動式のコーヒー豆ひき器及びこしょうひき すりこぎ すりばち 大根卸し まな板 麺棒 焼き網 レモン絞り器 ワッフル焼き型（電気式のものを除く。）</p> <p>(六) アイスペール こしょう入れ 砂糖入れ ざる 塩振り出し容器 しゃもじ じょうご 膳 栓抜 ストロー 卵立て タルト取り分け用へら ナプキンホルダー ナプキンリング 鍋敷き はし はし箱 ひしゃく ふるい 盆 ようじ ようじ入れ</p>
第二十八類	<p>一 遊戯用器具 コリントゲーム器具 スマートボール器具 スロットマシン 抽選器 ぱちんこ器具</p> <p>二 囲碁用具 碁石 碁け 碁盤</p> <p>三 将棋用具 こま台 将棋のこま 将棋盤</p> <p>四 歌がるた さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具</p> <p>五 ビリヤード用具 キュー キュー用チョーク 球 点数表示板 ビリヤード台</p> <p>六 おもちゃ (一) 金属製おもちゃ おもちゃ時計 ころがしおもちゃ ゼンマイおもちゃ 電気式おもちゃ フリクションおもちゃ ブローチ 呼び子 レバーアクションおもちゃ (二) 木製又は竹製のおもちゃ 板物おもちゃ 抜き物おもちゃ 箱物おもちゃ ひき物おもちゃ (三) 紙製おもちゃ 色紙 写し絵 折り紙 紙風船 かるた 着せ替え 切り抜き 千代紙 ぬり絵 (四) 布製おもちゃ 縫いぐるみ (五) プラスチック製おもちゃ 型押しおもちゃ ゼンマイおもちゃ 張り合わせおもちゃ 吹き込みおもちゃ (六) ゴム製おもちゃ 型物おもちゃ ゴムまり 薄層物おもちゃ 張り合わせおもちゃ 焼き物おもちゃ (七) おもちゃ楽器 オルゴール 鉄琴 ハーモニカ ピアノ 木琴 (八) セットおもちゃ 組み立てセット 大工道具セット ままごとおもちゃ (九) 縁起くまで お手玉 おはじき おもちゃのけん銃 おもちゃの面 おもちゃ花火 家庭用テレビゲーム機 きびがら クリスマスツリー 携帯用液晶画面ゲーム機 こいのぼり 子供用片足スクーター ジグソーパズル 自動車型幼児用四輪車 シャボン玉おもちゃ 巾着 粘土 羽子板 羽根 ビニール 目なしだるま 握り木馬 幼児用三輪車 幼児用プール 輪投げ</p> <p>七 人形 (一) 日本人形 おすわり人形 五月人形及びその附属品 こけし人形 さくら人形 人形用被服 ひな人形及びその附属品 (二) 西洋人形 人形用被服 フランス人形 マスコット人形</p> <p>八 愛玩動物用おもちゃ 犬のおしゃぶり</p> <p>九 運動用具 (一) 球技用具 野球用具 ソフトボール用具 バスケットボール用具 バレーボール用具 ラグビー用具 サッカー用具 アメリカンフットボール用具 ハンドボール用具 ドッジボール用具 テニス用具 卓球用具 バドミントン用具 ゴルフ用具 フィールドホッケー用具 アイスホッケー用具 ボウリング用具 ゲートボール用具 スカッシュ用具 ラクロス用具 (二) 陸上競技用具 (三) カーリング用具 スキー用具 スケート用具（スケート靴を含む。） スノーボード用具 (四) ボクシング用具 弓道用具 フェンシング用具 剣道用具 (五) 体操用具 新体操用具</p>

(六) トレーニング用具

運動用固定式自転車及びそのローラー エキスパンダー 重量挙げ用具

(七) 浮袋 サポーター シーソー 水泳用浮き板 スケートボード スターターピストル すべり台 繩跳び用の繩 バトントワリング用バトン パラグライダー ハンググライダー ぶらんこ ホイッスル ライン引き ロージン

(八) 登山用ハーネス

(九) サーフィン用、水上スキー用又はスキュー・バディビング用運動用具

足ひれ ウィンドサーフィン用のボード サーフボード サーフボード用バッグ シュノーケル
水上スキー 水中銃